

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月27日

長野県北信建設事務所長 新家智裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山斑尾新井線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
飯山市大字飯山字本町1158番の2地先から	飯山市大字飯山字愛宕町3005番の1地先まで	旧	7.0~13.5	0.1770
同	上	新	15.0~24.0	0.1770

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月27日

長野県木曾建設事務所長 白田 敦

- 1 路線名 上松南木曾線
- 2 供用を開始する区間  
木曾郡上松町上松1302番の16地先から  
木曾郡上松町上松1302番の85地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成26年3月29日

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月27日

長野県須坂建設事務所長 塩入 信一

- 1 路線名 村山小布施停車場線
- 2 供用を開始する区間  
上高井郡小布施町大字押羽字芦原1724番4地先から  
上高井郡小布施町大字都住字久保畑3277番地先まで

県民協働・NPO課

- 3 供用を開始する期日 平成26年3月27日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

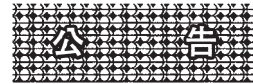
その関係図面は、告示の日から平成26年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月27日

長野県北信建設事務所長 新家智裕

- 1 路線名 飯山斑尾新井線
- 2 供用を開始する区間  
飯山市大字飯山字本町1158番の2地先から  
飯山市大字飯山字愛宕町3005番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成26年3月27日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年3月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ムーブメントまつもと
- 3 代表者の氏名  
吉良 健一朗
- 4 主たる事務所の所在地  
松本市大字里山辺2885番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、介護保険法に基づく各種事業、障害者及び高齢者と地域住民との交流会等の企画・開催に関する事業、福祉施設・保育施設等に訪問してのイベント等の企画・開催に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年3月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人うえだ中央会
- 3 代表者の氏名  
堀 場 勝 哉
- 4 主たる事務所の所在地  
上田市上田1862番地7
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害を持つ人々に対して、働くための就業及び職業訓練の場を提供し地域住民と共に、社会生活を営むことが出来るよう生活基盤の整備に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

### 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る役務  
平成26年度長野県庁舎等清掃作業委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名 称 長野県総務部財産活用課  
(2) 所在地 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日  
平成26年3月17日
- 4 落札者の名称及び住所  
(1) 名 称 伊那美装株式会社  
(2) 住 所 長野県伊那市狐島3836番地1
- 5 落札金額  
26,892,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成26年1月9日

財産活用課

### 公告

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定により、次のとおり養育医療を担当させる機関を指定しました。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	指定年月日
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院佐久医療センター	佐久市中込3400番地28	平成26年3月1日

こども・家庭課

### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する役務  
長野県景気動向調査（非製造業）業務委託
  - (2) 役務の特質  
入札説明書によります。
  - (3) 履行期間  
契約締結日から平成27年3月31日まで
  - (4) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
  - (6) 過去5年以内に同種の調査業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県商工労働部経営支援課  
電話 026 (235) 7195

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成26年4月15日(火) 午後2時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年4月8日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書によります。

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸子町北部ショッピングセンター  
上田市長瀬2885-3 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
丸子町北部商業協同組合  
上田市長瀬2885-3
- 廃止前の店舗面積の合計  
1,716平方メートル
- 廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル

## 5 廃止した日

平成21年7月31日

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
林友ビル  
松本市本庄1-990 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社林友  
松本市渚4-1-1
- 廃止前の店舗面積の合計  
2,856平方メートル
- 廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 廃止した日  
平成21年8月1日

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
波田アップルタウン  
松本市波田10061-4 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社中野セメント工業  
松本市波田482-3
- 廃止前の店舗面積の合計  
1,100平方メートル
- 廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 廃止した日  
平成8年3月31日

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(株)くろさき大豆島店  
長野市大豆島字大角豆河原1055-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社くろさき

- 長野市吉田3-24-16
- 3 廃止前の店舗面積の合計  
1,057平方メートル
  - 4 廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
  - 5 廃止した日  
平成21年11月5日

経営支援課

## 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
伊那市	地籍簿及び地籍図	平成22年から平成24年まで	伊那市西町・荒井の各一部	平成26年3月27日
飯島町	地籍簿及び地籍図	平成22年から平成23年まで	上伊那郡飯島町飯島の一部	平成26年3月27日
飯田市	地籍簿及び地籍図	平成22年から平成24年まで	飯田市南信濃八重河内の一部	平成26年3月27日
飯田市	地籍簿及び地籍図	平成23年から平成24年まで	飯田市南信濃八重河内の一部	平成26年3月27日
飯田市	地籍簿及び地籍図	平成23年から平成24年まで	飯田市南信濃八重河内の一部	平成26年3月27日
阿南町	地籍簿及び地籍図	平成22年から平成23年まで	下伊那郡阿南町和合の一部	平成26年3月27日
阿南町	地籍簿及び地籍図	平成23年から平成24年まで	下伊那郡阿南町和合の一部	平成26年3月27日
天龍村	地籍簿及び地籍図	平成23年から平成24年まで	下伊那郡天龍村神原の一部	平成26年3月27日
白馬村	地籍簿及び地籍図	平成23年から平成24年まで	北安曇郡白馬村大字北城の一部	平成26年3月27日
長野市	地籍簿及び地籍図	平成18年から平成21年まで	長野市中条住良木の一部	平成26年3月27日

農地整備課

## 公告

県営春富3号地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称  
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業
- 2 工事着手年月日  
平成22年9月21日
- 3 工事完了年月日

平成26年3月12日

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
小諸都市計画駐車場 1号 市営中央西側駐車場  
小諸都市計画駐車場 2号 市営赤坂駐車場
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市計画課及び小諸市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
上田都市計画道路事業 3・5・4号北天神町古吉町線
- 2 施行者の名称  
長野県
- 3 事務所の所在地  
上田建設事務所（上田市材木町1-2-6）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
長野県上田市御所字下満丁並びに中之条字女夫池及び字姥懐地内
  - (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
長野都市計画道路事業 3・4・13号長野菅平線
- 2 施行者の名称  
長野県
- 3 事務所の所在地  
長野建設事務所（長野市大字南長野南県町686-1）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
長野県長野市大字大豆島字中島地内
  - (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
松本都市計画道路事業 3・4・11号宮渕新橋上金井線
- 2 施行者の名称  
長野県
- 3 事務所の所在地  
松本建設事務所（松本市大字島立1020）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
長野県松本市清水一丁目、清水二丁目及び県二丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
松本都市計画道路事業 3・4・46号出川双葉線
- 2 施行者の名称  
長野県
- 3 事務所の所在地  
松本建設事務所（松本市大字島立1020）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
平成19年関東地方整備局告示第272号の事業地のうち芳野地内において事業地を変更する
  - (2) 使用の部分  
変更なし

都市計画課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成26年3月27日

長野県公営企業管理者職務執行者  
長野県企業局長 岩 嶋 敏 男

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中辰設備	上田市緑が丘2丁目4番13号	平成26年 3月18日

企業局

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成26年3月27日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
5月8日 (木)	午後1時から 午後4時まで	須坂会場	須坂市大字須坂747番地-イ 須坂市中央公民館	40名
5月18日 (日)	午後1時から 午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640番地 上田創造館	60名
5月21日 (水)	午後1時から 午後4時まで	伊那会場	上伊那郡箕輪町大字 中箕輪10284番地1 地域交流センター みのわ	60名
5月27日 (火)	午後1時から 午後4時まで	安曇野会場	安曇野市豊科4156番地1 豊科保健センター (ふれあいホール)	60名

## 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県議会、長野県知事、長野県教育委員会及び長野県公安委員会から、平成25年度定期監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成26年3月27日

長野県監査委員 吉澤直亮  
同 田口敏子  
同 上野紘志  
同 向山公人

平成25年度定期監査報告(一般会計・特別会計)

【監査の結果(指導事項)に関する報告に基づく措置(処理状況)の内容】

分類	指導事項	処理状況	機関名
収入事務 9件	1 使用料の算定を誤っていたもの		
	(1) 県営住宅敷地に年度の途中で新設された電柱に係る使用料の算定において、月割り計算により算定すべきところ、日割り計算により算定したため、6件、計660円の徴収不足が生じた。	平成25年7月16日に不足額660円を徴収しました。 今後の改善策としては、再発防止のため最新の要領の確認を行うとともに、行政財産使用料の算定に当たっては、決裁時において係長等の職員が別途再計算を行い、改めて確認するものとします。	松本地方事務所建築課
	2 調定の時期が適切でないもの		
	(1) 「長野県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金」の返還金について、返還計画書に基づき納入通知書を交付したが、平成24年度4月及び5月分を平成23年度分として調定していた。	認識不足に起因する不適切な事務処理が生じないよう財務規則を遵守するとともに、債権管理簿等による返還金の管理を徹底しました。	医療推進課
	3 その他調定等に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 未熟児養育医療一部負担金を扶養義務者から徴収するに当たり、前年の所得税額等に応じてあらかじめ決定された徴収月額(1か月当たり負担額の上限)を超えて徴収していた(1名分522円)。	過納となった未熟児養育医療一部負担金は、平成25年12月25日に返金しました。 収入に関する事務処理が適正に行われるよう職員への周知を徹底し、事業担当者と係長のダブルチェックの徹底を図りました。	佐久保健福祉事務所
	(2) 平成22年11月から平成23年8月までに行った14件の河川占用許可に係る河川占用料(合計金額1,122,663円)について、許可をした日の属する年度に係る分にあつては当該許可をした日から30日以内に、当該許可をした日の属する年度の翌年度以降に係る分については毎年度4月30日までに徴収すべきところ、平成25年1月に調定を行うまで、徴収していなかった。	河川管理者としての河川占用に係る許可の可否の審査と、この許可に係る河川占用料徴収の調定決議とを別途に決裁回議していましたが、平成25年度から河川許可に係る決裁回議に併せて占用料徴収の有無についても同うよう改正し、河川法の許可段階から、占用料の徴収の要否及び金額もチェックすることとし、占用料の徴収漏れを防止することとしました。	須坂建設事務所
	(3) 道路占用料について、調定金額を誤ったため過納が生じ、還付の際に141,100円の還付加算金が生じた。	道路占用台帳システムで占用物件の変更申請処理を行ったところ、誤った調定データが作成されたにもかかわらず内容を確認せずに納入通知書を発送したのが原因です。 道路管理課と協議の結果、「道路占用事務の適正化について(平成26年1月9日付け25道管第199号道路管理課長通知)」が出され、変更申請処理後に調定データを印刷し入力データのチェックを行うこととされましたので、今後はこの通知に基づき適正な事務処理に努めてまいります。	長野建設事務所
	4 その他収入に関する事務処理が適切でないもの		
(1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料及び行政財産の貸付けに係る貸付料の徴収事務について、適切でないものがあつた。			
行政財産の目的外使用許可に係る使用料及び行政財産の貸付けに係る貸付料について、納期限を4月30日とすべきところ5月1日としていた。このうち4件が5月1日以降に納入されていた。	収入に関する納期限を誤ることのないよう、財務オンラインシステム用パソコンに「調定期限・納期限」を明記した一覧表を作成して貼付しました。 また、収入に係る年間スケジュール表を作成し、進捗管理と納期限の徹底を図ることとしました。	財産活用課	
行政財産目的外使用許可に係る使用料及び行政財産の貸付けに係る貸付料について、4月30日までに徴収すべきところ、納期限を5月15日として徴収していた。	年度当初に定例的に行われる調定事務のチェックリストを作成しました。 また、複数の職員による進捗管理を行い、遅滞なく事務処理を行うようチェック体制を整備しました。	諏訪建設事務所	
行政財産目的外使用許可について、使用料を4月30日までに徴収すべきところ、納期限を5月2日とし、同日収納していた。	平成25年度は納期限を4月30日に改め、同日までに収納しています。 調定の事務処理について関係法令等を再度確認するとともに、所属で行う調定事務のリスト及び留意事項を作成しました。今後はリストを活用して事務処理に漏れが生じないよう相互のチェックを行い再発防止に努めます。 また、事務引継ぎにおいても上記リストを利用し、担当者の変更により不適切な処理が生じないよう努めます。	岡谷南高等学校	

<p>(2) 行政情報コーナーの複写機を使用した際に直接収納したコピー代金について、即日若しくは特別の理由があるときは収納した日から5日以内に指定金融機関に払い込むべきところ、5日を超えて払い込んでいた。</p>	<p>窓口業務を17時15分まで行っていることから、指定金融機関への即日払込みは困難なため、収納した日の翌日(翌日が休日の場合は次の平日)に払い込むこととしました。</p> <p>窓口業務を17時15分まで行っており、即日納付が困難なため、翌日(翌日が休日の場合は次の平日)に納付することとしました。</p>	<p>上小地方事務所地域政策課</p> <p>松本地方事務所地域政策課</p>	
<p>(3) 道路占用料の徴収事務について、適切でないものがあつた。</p> <p>4月30日までに徴収すべきところ、納期限を5月15日として徴収していた。</p> <p>納期限までに納入されなかった場合は、納期限後20日以内に督促状を交付すべきところ、これを行っていなかった。</p> <p>督促状を納期限後20日以内に交付しなければならぬところ279日後に行い、その際、指定期限を交付の日から起算して10日を経過した日としなければならないところ15日を経過した日としていた。</p> <p>催告について、履行催告書により行わなければならないところ、口頭により対応していた。</p> <p>督促状の指定期限後に納付された場合、延滞金を徴収しなければならないところ、これを徴収していなかった。</p>	<p>道路占用関係事務に係る年間スケジュール表を作成して複数職員によるチェック体制を整備し、徴収事務スケジュールの進捗管理を行うこととしました。</p> <p>今後は適切な時期に事務処理ができるように、スケジュール管理を行ってまいります。</p> <p>複数の職員による進捗管理を行い、遅滞なく事務処理を行うようチェック体制を整備しました。</p> <p>(平成25年度の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>督促状は納付期限から20日以内の14日目に交付し、その際の納付期限は所定の10日後としています。</li> <li>催告は履行催告書により処理しています。</li> <li>督促状に所定の書式を用いていなかったため、記載内容に不備があり(行政不服審査法第57条に基づく教示事項等)、督促状としての要件を欠いていることから、督促をしていないと見なされ、延滞金は徴収できませんでした。今年度は、所定の書式を用い督促し、延滞金徴収も適切に対応することとしました。</li> <li>なお、占用料徴収事務が適切になされるよう事務のフローチャート及びチェックシートを作成し、誤りのないよう処理することとしました。</li> </ul>	<p>佐久建設事務所</p> <p>諏訪建設事務所</p> <p>伊那建設事務所</p>	
<p>(4) 生産品のふり売り事務について、適切でないものがあつた。</p> <p>ふり売り代金を生徒から受領し県の歳入にする際、現金領収書を発行していなかった。</p> <p>現金出納簿の整理がされていなかった。</p> <p>ふり売り代金を生徒から受領し県の歳入にする際、現金領収書を発行していなかった。</p>	<p>事務調査後、生徒の代表者に対し現金領収書を発行し、現金出納簿の整理をしています。</p> <p>併せて、調定の事務処理を適正に行うため、財務規則及び関係通知等を再確認するとともに、事務長以下複数の職員によるチェックを行うことにより、再発防止を図っています。</p> <p>財務規則第39条及び財務会計事務質疑応答について(昭和43年7月1日付け43会第59号出納長通知)の規定に基づき、ふり売り代金を生徒から受領した際は、現金領収書を発行するよう改めました。</p> <p>職員間で規則の内容を再確認するとともに、複数職員による書類のチェックを行うことにより再発防止を図っています。</p>	<p>白田高等学校</p> <p>上伊那農業高等学校</p>	
<p>契約事務 10件</p>	<p>1 随意契約の理由等が適切でないもの</p> <p>(1) 「飯綱庁舎屋根改修工事設計業務委託」(予定価格 1,312,500円)について、確実な業務が期待できるとの理由により当庁舎建設時の設計業者1者のみから見積書を徴収し随意契約したが、当該業者に特定する明確な理由が認められないことから、一般競争入札又は指名競争入札とすべきであった。</p>	<p>財務規則等の趣旨にかんがみ、今後、同様の案件があつた場合は、一般競争入札又は指名競争入札の実施について徹底します。</p> <p>また、財務規則の適正な解釈に基づく事務の執行が行えるよう、北信会計センターが実施する財務会計実務研修会への参加を通じて会計事務担当者のスキルの向上を図りました。</p> <p>決裁回議の際に財務規則に基づいた適正な事務処理が行われているかという観点で副担当者が必ずチェックを行うよう指導徹底を図りました。</p>	<p>環境保全研究所</p>
<p>2 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>(1) 「流域下水道事業特別会計 平成24年度諏訪湖流域下水道維持管理 下諏訪ポンプ場」(契約金額 8,400,000円)の予定価格について、諸経費の積算方法を誤り、9,135,000円とすべきところ、14,931,000円(差額 5,796,000円)として一般競争入札を行っていた。</p>	<p>所内で周知し、注意喚起を行いました。</p> <p>また、再発防止のため、以下の対策を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>職場等の研修会において、事例研究及び積算体系について学ぶ機会を設ける。</li> <li>積算上の留意点を整理する。</li> <li>監査する段階において、適切に審査できる体制をつくる。</li> <li>疑問点について、他の職員へ気軽に相談できる職場環境づくりに努める。</li> </ol>	<p>諏訪建設事務所諏訪湖流域下水道事務所</p>	



3 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		
(1)	「産業廃棄物処理業務委託」(汚泥処分に係る単価契約。年間委託予定額5,250,000円)に係る業者選定について、管理に係るものことから建設部請負人等選定委員会で審議すべきところ、建設工事に係るものとして松本建設事務所請負人等選定委員会で進んでいた。	再発防止のため、所内会議において問題点を共有し、職員への周知徹底を図りました。 また、業者選定について、管理に係わるものであるか、建設工事に係るものかについて明確な判断がつかない場合には、事業課、主管課、会計当局に協議して適正な処理を行ってまいります。
4 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの		
(1)	工事請負契約に係る工期については、設計額に応じた標準的な日数を確保すべきところ、その日数を大幅に下回る工期で当初の契約をしているものがあつた。いずれも変更契約において標準的な工期を確保していたが、早期に繰越承認を得るか債務負担行為を設定することにより、適切な工期を確保して発注すべきであつた。	
	平成23年度県営ため池等整備事業(岡山市 飯山市照岡) 当初設計額: 9,313,500円 当初工期: 10日間	建設工事に発注に当たっては、「工事等に係る工期の確保について(平成15年10月8日付け土地第509号通知)」を踏まえて、適切な工期を確保するよう、早期の事業執行に努めているところです。 しかし、今回、追加予算割当の遅れ等、やむを得ない理由により、発注が遅れる事態となつてしまいました。 今後は、発注に際して所請負人等選定委員会において適切な工期設定がされているかを確認するとともに、年度内に適切な工期が確保できない場合には、早期に繰越明許費の設定を行い、適切な工期を確保した上で、発注してまいります。
	平成24年度通常砂防工事 伊那市平沢 当初設計額: 49,780,500円 当初工期: 22日間  平成23年度通常砂防工事 上伊那郡辰野町沢底2工区 当初設計額: 29,988,000円 当初工期: 11日間	(平成25年度の対応) ・ 所内請負人等選定委員会において工期のチェックを重点的に行っています。 ・ 必要な工期を確保するため、より一層計画的な工事発注を行っています。 ・ 年度内に必要な工期が確保できない場合には、繰越明許・債務負担行為の設定を本庁事業課に要請しています。
	平成24年度県単道路橋梁維持工事 北安曇郡池田町正科 当初設計額: 15,309,000円 当初工期: 22日間  平成23年度県単街路工事 大町市俵町 当初設計額: 16,044,000円 当初工期: 26日間	工期が十分に確保できるように発注の事務処理を行うよう徹底しました。 ただし、標準的な工期が確保できない場合には早期の繰越承認申請又は債務負担行為設定の必要な手続を行っています。
(2)	随意契約により実施した業務委託について、1者のみから見積書を徴していたが、財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第136条の2第1項各号に規定する1人の者から見積書を徴することができるいずれの場合にも該当しないため、複数の者から見積書を徴すべきであつた。	
	「産業廃棄物処理業務委託」(予定価格252,000円)について、受託可能業者が1者のみと判断し、複数の者から見積書を徴さなかつた。	平成25年度の「産業廃棄物処理業務委託」からは、指導のとおり複数の者から見積書を徴しました。今後は、財務規則に基づき、予定価格が10万円以上の随意契約を行う場合は、2者以上から見積書を徴するよう職員に周知を図るとともに、北信会計センターが実施する財務会計実務研修会への出席等を通じて会計担当者のスキルの向上を図りました。 決裁回議の際に財務規則に基づいた適正な事務処理が行われているかという観点で副担当者が必ずチェックを行うよう指導徹底を図りました。
	「エレベーター保守点検管理業務委託」(予定価格722,400円)及び「機械警備業務委託」(予定価格473,550円)について、有利な価格で契約ができる等の理由により、いずれも複数の者から見積書を徴さなかつた。	平成25年度の「エレベーター保守点検管理業務委託」及び「機械警備業務委託」については、複数の者から見積書を徴しました。 今後も、財務規則に基づき、予定価格が10万円以上の随意契約を行う場合は、2者以上から見積書を徴して適正に契約事務を行うよう徹底します。 また、中信会計センターが実施する財務会計実務研修会に複数職員が参加するとともに、会計実地検査を通じて指導を受け、適正な契約事務の徹底を図ります。

<p>「廃プラスチック類処分業務委託（収集運搬）」（予定価格 157,500円）において、2者へ見積書の提出を依頼したところ、1者のみからの提出であったにもかかわらず、契約を締結していた。</p>	<p>財務規則に基づき、2人以上の者から見積書を徴するよう改めました。 なお、再発防止を図るため、具体的な事例に基づく内部研修を実施し、特に業務委託に係る関係法令の再確認を行ったほか、東信会計センター主催の財務会計事務研究会に複数の職員を出席させ、適正な事務処理が行われるよう徹底しました。</p>	<p>上田東高等学校</p>
<p>5 その他契約に関する事務処理が適切でないもの</p>		
<p>(1) 業務委託及び工事の増額変更契約に係る契約保証金について、納付させるべきところ、これを免除していた。</p>		
<p>平成24年度県単道路防災事業に伴う長寿 命化計画策定に係るトンネル調査業務委託 県内一円 当初契約額：30,849,000円 契約保証金免除額：472,500円</p>	<p>改善策として、業務委託契約の事務処理に関し、入札から契約、業務完了までの、必要な事務処理事項を列挙するとともに、担当者以外の者の確認欄を設けたチェックリストを作成し、契約時に使用するよう職員に周知を図りました。</p>	<p>道路管理課</p>
<p>平成24年度通常砂防工事 大町市山田町 (1) 当初契約額：26,355,000円 契約保証金免除額：72,450円</p>	<p>建設工事等に係る契約保証金等の免除の取扱いについて（平成24年3月6日付け23建政技第350号建設部長通知）に基づき、契約保証金納付が必要な際の手続に漏れが生じないよう、以下の点について職員間で確認し徹底を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更設計書に当初契約額に対する増額割合を明記する。</li> <li>・ 変更契約伺いに契約保証の納付が必要な旨を明記する。</li> </ul>	<p>大町建設事務所</p>
<p>平成23・24年度地域自主戦略交付金（交通安全）工事 須坂市小河原 当初契約額：26,691,000円 契約保証金免除額：164,850円</p>	<p>設計変更を審議する所選定委員会で使用する設計変更確認書の様式に契約保証金納付要否欄を設け、総務係長が確認するようにしました。 また、変更設計書の決裁様式にも「変更後の契約額の当初契約額に対する増加率」及び「契約保証金納付要否」欄を設け、工事事務担当及び総務係長が確認するようにしました。</p>	<p>須坂建設事務所</p>
<p>平成23年度社会資本整備総合交付金（市街地整備・広域連携）工事 上高井郡高山村温泉～五色 当初契約額：53,340,000円 契約保証金免除額：2,166,150円</p>	<p>二段階でチェックをすることにより契約保証金の徴収漏れがないようにしました。 なお、所内会議において全職員が以上の改善の確認を行い再発防止の周知徹底を図りました。</p>	
<p>(2) 「平成24年度県単道路橋梁維持（橋梁塗装）工事 諏訪市大熊横断歩道橋」（当初契約額 3,748,500円）について、増額変更契約に伴う契約保証金（49,350円）を、契約保証金免除申請書及び免除の要件（過去2年間に国等と2回以上の契約締結）が確認できる書類（契約書等）の提出をもって免除すべきところ、同申請書の提出がなかったにもかかわらず免除していた。</p>		
<p>(3) 借入物品に係る複数年の賃貸借契約2件（「L.L教室教育機器等」及び「情報処理教室情報処理機器等」）について、長期継続契約の事前協議を行わずに契約していた。</p>	<p>変更後の契約額も500万円未満の契約に係るものであり、「建設工事等に係る契約保証金等の免除の取扱いについて（平成24年3月6日付け23建政技第350号建設部長通知）」に取扱いが示されていないため、同通知による当初設計金額が500万円以上の場合で、同様に建設工事標準請負契約約款第4条（A）第1項各号に該当した場合の取扱いに準じ、同種・同規模の契約実績を確認の上、履行能力の適否を判断し免除していました。 指導以降は、免除申請書及び要件が確認できる書類の提出を受け免除するよう契約事務の徹底を図りました。</p>	<p>諏訪建設事務所</p>
<p>(4) 産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託するに当たり、全ての産業廃棄物の処分ができない業者、あるいは産業廃棄物収集運搬業許可のみを有する業者から見積書を徴取する場合には、その見積書には実際に収集運搬や処分を行う業者名や処分料等の内訳を記載してもらう必要があったが、これらの記載のない見積書により当該見積業者を受託者に決定し、受託者を含む複数の業者と委託契約を締結していた。</p>		
<p>産業廃棄物収集運搬処理業務委託（委託額 157,290円）</p>	<p>平成25年度については、改めて委託業者に内訳書の提出を求め整理しました。 来年度以降においては、見積依頼をする際に「運搬と処分業者が別の場合にはそれぞれの業者名及び金額を明らかにし、それぞれの許可証を添付すること」と明記し提出を求めることとします。</p>	<p>長野商業高等学校</p>

<p>不用薬品(毒物)収集運搬処分業務委託(委託額 134,500円)</p>	<p>今後の廃薬品の処理等に当たっては、水銀化合物等複数の業者が関わる事例が予想されるので、関係法令にのっとり適切な見積書徴取と委託契約を行うよう環境課等関係機関と緊密に連携し事務処理を行います。</p>	<p>白田高等学校</p>
<p>(5) 産業廃棄物の収集運搬及び処分を業者に委託する場合、書面により委託契約を締結すべきところ、これを行っていなかった。</p>	<p>指導事項については、事務処理において前年の書類を参考に処理しており、事務処理内容の理解や法令改正等の確認が不十分であったことが考えられます。 そのため今後の事務処理においては、前年と同様の処理をするのではなく、法令等の改正内容を確認するとともに、事務処理の内容を理解して処理を行うことを事務処理の基本方針として位置づけ、今後の処理を行うよう、関係職員全員で確認しました。 上記の方針に基づき、今年度の産業廃棄物処理については、関係職員が担当職員を中心に関係法令等を確認し、書面により委託契約を行い、委託料から支出しました。 さらに、書類の決裁時等に校長、事務長等が担当者に質問し、担当者の理解度を確認するなど、方針の徹底を図ってまいります。</p>	<p>花田養護学校</p>
<p>支出事務 18件</p>	<p>1 職員手当支給の返納又は追給を要するもの</p>	
<p>(1) 教員特殊業務手当の支給について、過払い、支給不足等のあるものがあつた。</p>		
<p>特別支援学級等指導業務関係の過払い(中学校 1日分 600円)</p>	<p>過払いとなった手当については、戻入手続きを行い、1名1日分600円が平成25年7月29日に返納されました。 なお、小・中学校事務職員に対して、事務指導や説明会などの際に、適正な事務処理について、周知徹底を図っています。</p>	<p>東信教育事務所</p>
<p>部活動指導業務関係の過払い(25日分 25,000円)及び支給不足(6日分 14,400円)</p>	<p>正しくインプットし直し、過払い分については返納し、支給不足分については支給しました。 職員に制度を周知するとともに、複数のチェック体制により再発防止に努めています。</p>	<p>上田染谷丘高等学校</p>
<p>対外運動競技等引率指導業務関係の支給不足(4日分 13,600円)</p>	<p>支給不足となった手当(4名分)については、平成25年9月17日に追給しました。 また、審査のチェック体制を強化するとともに、職員に制度及び教員特殊業務手当実績表の記載方法の周知徹底を図り再発防止に努めています。</p>	<p>野沢南高等学校</p>
<p>対外運動競技等引率指導業務関係における、教育委員会が定める対外運動競技等に該当しない引率指導業務に対する支給(1日分 3,400円)</p>	<p>過払いの手当については、過年度返納金として平成25年8月22日に返納され、同時に支給不足となった手当については、返納金と相殺しました。 誤入力を防止するため、次のとおり対策を講じました。 ① 教頭が責任を持って十分にチェックする原則を徹底し、厳格に審査する。 ② システム入力に余裕が持てるよう教員に対し、手当が確定次第速やかな実績表の提出を毎月求める。</p>	<p>高遠高等学校</p>
<p>対外運動競技等引率指導業務関係の過払い(4日分 13,600円)及び教員部活動指導業務関係の支給不足(4日分 9,600円)</p>	<p>過払いとなった手当(3名分)については、過年度返納金として平成25年8月30日に返納され、支給不足となった手当(1名分)については、平成25年7月16日に追給しました。 また、職員に制度の周知徹底及び具体的な教員特殊業務手当実績表の記載例を明示するとともに、チェック体制を強化して再発防止に努めています。</p>	<p>蘇南高等学校</p>
<p>修学旅行等引率指導関係における、実際には引率指導に従事していない教育職員に対する支給(2日分 6,800円)</p>	<p>該当教員から平成25年9月に全額返納済です。 ケアレスミスによる誤入力を防止するため、次のとおり対策を講じています。 ① 別の職員が責任を持って十分にチェックする原則を徹底し、厳密に審査する。 ② ゆとりをもってシステム入力できるよう、教員に対し迅速な書類提出を求める。</p>	<p>小諸養護学校</p>

(2) 平成24年4月に着任した小学校教員の通勤手当について、合理的な通勤経路が災害により通行不能となっていたため、迂回路の通勤距離を算定の基礎として支給していたが、合理的な通勤経路が通行可能となった後も通勤経路の変更手続を行わなかったことにより、6月分、2,940円が過払いとなっていた。	過払いとなった通勤手当については、戻入の手続を行い、平成25年6月29日に返納されました。 なお、小中学校事務職員に対して、学校訪問時の事務指導や事務研究会研修会等会議などの際に、再発防止の指導及び適正な事務処理について周知徹底しました。	北信教育事務所
2 旅費の返納又は追給を要するもの		
(1) 旅費の支給について、経済的かつ合理的な通常の経路でない旅行により過払い(1件1,220円)があった。	過払い分については返納手続を行い納入済です。 旅行の経路については、「経済的かつ合理的な経路」によることを職員に周知するとともに、担当及び決裁権者が適正に審査・事務処理を行うよう努めています。	上田染谷丘高等学校
(2) 平成24年4月に着任した教員の赴任旅費に係る着後手当について、算定の基礎とならない駐車場代を不動産手数料に含めて算定したため、2,184円が過払いとなっていた。	過払いとなった赴任旅費については、定期監査での指導を受け、平成25年4月18日に訂正入力し、同30日に納付しました。 再発防止策としては、該当となる職員に対して、前もって赴任旅費の支給内容・必要書類等を記載した一覧表を送付し、周知することとします。また、入力内容については、担当職員とは別の職員が必ずチェックすることとします。	長野盲学校
3 その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの		
(1) 概算払いを受けた旅費の精算が、旅行後86日を経過して行われていた。 また、この概算払いを受けた旅費の精算がされていないにもかかわらず、特別の理由もなく当該職員の別の旅行に係る旅費を概算払いしていた。	財務規則第80条及び第81条の規定に基づき、旅費の概算払いに係る事務処理について、適正に行うよう努めています。 旅費の概算払いを行う際は速やかに精算を行うよう教職員に周知するとともに、チェックリストを作成し、複数職員による精算事務の確認を行うよう改善しました。	上伊那農業高等学校
4 役務費、使用料の執行が適切でないもの		
(1) 校舎及び寄宿舎の消防設備について、機器点検(6か月に1回)と総合点検(1年に1回)を行うべきところ、機器点検を実施しなかった。	今年度から、消防設備に係る年2回の点検業務を業者に委託し、実施しました。 今後は、職員が、事務処理を惰性で行うことなく、その根拠法令等を十分確認する等、適正な事務処理と再発防止を徹底いたします。	福祉大学校
5 支出科目が適切でないもの		
(1) 産業廃棄物の収集運搬及び処分費用を委託料から支出すべきところ役務費から支出していた。	指導事項については、事務処理において前年の書類を参考に処理しており、事務処理内容の理解や法令改正等の確認が不十分であったことが考えられます。 そのため今後の事務処理においては、前年と同様の処理をするのではなく、法令等の改正内容を確認するとともに、事務処理の内容を理解して処理を行うことを事務処理の基本方針として位置づけ、今後の処理を行うよう、関係職員全員で確認しました。 上記の方針に基づき、今年度の産業廃棄物処理については、関係職員が担当職員を中心に関係法令等を確認し、書面により委託契約を行い、委託料から支出しました。 さらに、書類の決裁時等に校長、事務長等が担当者に質問し、担当者の理解度を確認するなど、方針の徹底を図ってまいります。	花田養護学校
6 支出負担行為の時期が適切でないもの		
(1) 1件の予定価格が2万円以上の書籍の購入などについて、支出決定のとき又は請求のあったときに支出負担行為の整理をすることができない経費であるにもかかわらず、支出負担行為決議書兼支出命令書により請求時に処理していた。	1件の予定価格が2万円以上のものについては、見積書を徴した時に支出負担行為の整理をすることを徹底しました。 また、職員間の相互チェック体制を整え、適正な事務処理を行うよう努めています。	上田染谷丘高等学校
(2) 「市道2547号源橋架替事業負担金」(25,390,000円)について、平成24年度に市へ納付する負担金額を定めた協定書を締結したときに支出負担行為を行っていなかった。	協定書等を工事事務係で保管していなかったため、協定書締結時に支出負担行為を忘失しました。事業担当課と連携し、契約関係書類は工事事務係で一括保管し、遅延なく事務処理を行うように是正しました。	松本建設事務所

7 事前審査に関する事務処理が適切でないもの		
(1) 補助金、負担金又は委託料について、出納機関による事前審査を受けていなかった。		
消費者行政活性化事業補助金 (36,458,000円) (変更交付決定時)	補助金事務の執行状況を確認するチェックリストを作成し、事務担当者及び管理監督者の複数の職員で確認することとしました。 事前審査をはじめ、財務規則の規定に基づく適正な事務処理が行われるよう努めてまいります。	生活文化課消費生活室
新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助金 (60,510,000円) (当初交付決定時)	補助金事務の執行に当たっては、個々の申請者との連絡を密にし、的確な進捗管理を行いながら、申請者ごとに交付決定を行うことにより、適切な時期に事前審査を受け、財務規則に基づく適正な事務処理が行われるよう改善します。	県民協働・NPO課
児童相談システム保守管理業務委託 (1,995,000円) (契約締結時)	財務規則第64条による事前審査は、委託料の場合「委託したい旨の通知又は入札・見積の広告・通知等をしようとするとき」までにしなければならぬとされておりますが、帳票類の出納機関への回付がこれに間に合わなかったため審査未了となったものです。 今後は期限までに余裕をもった適切な事務処理が行われるよう努めてまいります。	こども・家庭課
農村地域防災減災事業補助金 (10,000,000円) (当初交付決定時)	補助金事務の執行に当たっては、執行状況を確認するリストを作成し、財務規則に基づいた適正な事務処理を行うよう努めてまいります。	木曾地方事務所農地整備課
自然環境整備支援事業補助金 (1,125,000円) (当初交付決定時)	補助金事務の執行状況を確認するチェックリストを作成し、事務担当者がチェックを行うとともに、管理監督者が事務・事業の進捗や執行状況をリストにより確認することとしました。 事前審査をはじめ、財務規則に基づく適正な事務処理が行われるよう努めてまいります。	北安曇地方事務所環境課
市道2547号源橋架替事業負担金 (25,390,000円) (変更協定締結時)	負担金の変更時に事前審査を受ける必要があることの認識が欠落していました。適正な事務を執行するため、事業担当及び工事事務担当が財務規則等を再確認し、ミスの防止を図りました。	松本建設事務所
8 給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの		
(1) 「消防用設備等法定点検業務委託」(契約額136,500円)について、委託業務は3月26日に実施したものの、契約書で提出を求めていた消防用設備等点検結果報告書の提出日は、翌会計年度である4月8日となっていた。		
	本指導事項については次のとおり対応することとしました。 ・平成25年度消防用設備等法定点検業務委託契約については、消防用設備等点検結果報告書作成の日数を考慮し、報告書提出日が会計年度を越えることのないよう、また、契約期間内に提出されるよう点検日を早めに設定することとします。併せて、契約期間内での結果報告書提出について、複数の職員により確認を行うこととしました。	阿南高等学校
9 その他支出に関する事務処理が適切でないもの		
(1) 平成24年の議員報酬に係る源泉所得稅の年末調整において、給与所得控除額、適用税率、扶養控除額、保険料控除額等の誤りにより、26名の議員に係る年調年税額に2,138,625円の不足分と294,810円の還付分があることが判明し、その差額分1,843,815円を納期限後に納付したため、4,700円の延滞税が発生した。	従前は、年末調整時に総務課担当者(1名)が年調年税額を算出・検算し、源泉徴収票を作成してきましたが、組織的かつ専門的なチェック体制に不備がありました。 そのため、平成25年度は係内の複数職員によるチェックに加え、専門的知識を有する総務部総務課職員による二重のチェック体制を構築し、再発防止に努めました。	議会事務局
(2) 「平成24年度県管畑地帯総合土地改良事業 南佐久郡川上村大字原 大原工区畑地かんがい工事」(契約額90,993,000円)について、平成23年度からの未契約繰越予算と平成24年度予算を充て、平成24年度中の工期で契約していたが、平成25年度への繰越しが生じた。この際、平成23年度の繰越予算分は、出来高に応じた部分払いにより予算執行が完了しており、平成24年度予算のみを繰り越しており適切ではなかった。	平成19年5月8日付け19農整第130号農地整備課長通知「補助事業の適正な執行について」を、課会において職員全員に配付し、繰越工事の取扱いを周知するとともに、年度内に完了が見込めない工事に繰越予算と現年度予算を合わせた発注は行わないこと、不測の事態が生じた場合には農政部農地整備課と十分協議し適切に処理することを確認しました。 また、同様の事例の再発防止のため、発注工事ごとに予算区分を明確にした一覧表を作成し、工事の進捗管理と課内の情報共有を図り、適正な事務処理が行われるよう徹底しました。	佐久地方事務所農地整備課

	(3) 廃タイヤに係る広域再生利用指定制度の廃止に伴い、平成23年4月1日以降に料金を支払って公用車の廃タイヤを引き取ってもらう場合には、産業廃棄物許可業者に委託することが必要となったが、産業廃棄物収集運搬業の許可を有しない自動車販売店において、タイヤの購入・交換に併せて廃タイヤ処理料を支払い、引き取ってもらっていた。	公用車の廃タイヤを引き取ってもらう場合には、産業廃棄物許可業者に委託することとしました。また、タイヤ置場の見やすい場所に適正なタイヤの処理方法を記載した文書を掲示しました。	木曾看護専門学校
	(4) 資金前渡された謝金及び費用旅費について、支払が終わった日から5日以内に精算書に証拠書類を添えて精算の報告をすべきところ、これを行っていないものがあった。	資金前払いの伝票をファイルに明示して保管し、支払後速やかに精算の報告をすることを徹底しました。また、職員間の相互チェック体制を整え、適正な事務処理を行うよう努めています。	上田染谷丘高等学校
	(5) 支払事務において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に定められた対価の支払時期を超えて支払っているものがあった。	請求書の提出を受けた場合は、速やかに事務処理することを徹底しました。また、職員間の相互チェック体制を整え、適正な事務処理を行うよう努めています。	上田染谷丘高等学校
	(6) 「非常用放送設備取替等工事」(契約額819,000円)及び「教職員鼎住宅他テレビアンテナ設置工事」(契約額567,000円)について、徴取したいずれの請書にも請負代金の支払時期の定めがないことから、工事費の支払は請求を受けた日から15日以内に行なければならないところ、建設工事標準請負契約約款(請求を受けた日から40日以内)が適用されると思ひ込み、請求を受けた日から27日後の支払となっていた。	常に法令等を確認しながら会計処理を行い、再発防止を徹底します。特に、支払登録時には、複数の職員により支出書類の再確認を行い、適正な事務処理に努めています。	下伊那農業高等学校
	(7) 公共料金等自動口座振替払において、出納整理期間中、旧年度予算から資金前渡した下水道料金に戻入すべき残額が生じたが、水道料金と下水道料金については精算を行っていなかったためその事実気付かず、出納整理期間中に戻入処理ができなかった。 また、その他の公共料金については、領収書の到着を待ってそれぞれの精算を行っていたが、全ての料金について毎月末日で締め切り、翌月の5日までに精算を行うべきだった。	資金前渡口座の精算について、領収書による方法を改め、全ての公共料金について自動口座振替払いを行っている口座の通帳を毎月記帳し、月末の残高が0になっていることを確認した上で処理することとしました。また、上記の処理を翌月の5日までに確実に実施することとしました。	伊那養護学校
補助金事務 1件	1 交付決定等の事務処理が適切でないもの (1) 「長野県地域医療再生事業(拡充分)補助金」において、交付申請書の提出時期を通知していなかったため、交付申請書の提出が大幅に遅れたほか、交付申請書受理後も、合理的な理由もなく、審査に4か月以上の期間を費やし、年度末になって交付決定を行っているものがあった。 また、「へき地診療所設備整備事業補助金」においては、実績報告書を受領してから完了検査、額の確定を行うまでに、合理的な理由もなく、2か月以上の期間を要しているものがあった。	交付決定を行う際に、交付決定申請書の提出時期を明記するよう改めるとともに、交付決定に当たっては迅速な事務処理を徹底しました。また、業績報告書についても受理後速やかに完了検査、額の決定を行うよう徹底しました。	医療推進課
財産管理事務 3件	1 物品に関する帳票の整理等が適切でないもの (1) 除雪業務委託に伴い除雪車等を受託者に無償貸与する際、物品貸付決議書による貸付決定を行っていなかった。	業務を担当する関係職員に対し、所内会議において財務規則を周知するとともに、財務規則にのっとり、貸付決定決議書による貸付決定を実施するようになりました。	木曾建設事務所
	2 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの (1) NPOバンク事業資金(債権額6,000,000円)について、債権管理簿が作成されていなかった。	債権管理簿を直ちに整備し、適正に財産管理を行うこととしました。	県民協働・NPO課

<p>(2) 認定職業能力開発校における訓練に使用するため訓練機械等の物品を無償で貸し付けているが、当該物品の借受者から物品借用書を徴さなければならないところ、これを徴していなかった。</p>	<p>今回の指導分を含め、平成25年4月貸付け分からは、物品借用書を徴するよう改めました。 再発防止のため、課内職員に今回の事案を周知しました。 また、事務処理に当たっては、当該事務を確実に引き継いでいき、適正に処理されるよう留意していきます。</p>	<p>人材育成課</p>
--	--	--------------

平成25年度定期監査報告（企業特別会計）

【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指導事項	処理状況	機関名
<p>支出事務 1件</p>	<p>事前審査に関する事務処理が適切でないもの 一般競争入札により実施したポリ塩化アルミニウム及び次亜塩素酸ナトリウムの購入（購入予定総額 61,592,790円）に係る単価契約において、企業出納員による事前審査を受けていなかった。</p>	<p>事前審査が必要となる案件について、改めて職員に周知し、適正な予算執行に努めてまいります。 また、長野県公営企業会計関係例規集の加除を経費節減等の観点から平成13年度に廃止し、最新の情報は長野県法規集等により配信することとしていますが、予算執行に当たっては、常に最新の規程に基づき処理するよう改めて周知するとともに、事務の運用や基準を定めた通知については、電子化してネットワーク配信する仕組みを整えるなど、事務の適正化及び効率化に努めてまいります。</p>	<p>企業局</p>

平成25年度定期監査報告（一般会計・特別会計）

【監査の結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

分類	検討事項	措置状況	機関名
<p>契約事務 3件</p>	<p>1 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの 〈材料単価調査における調査材料の明確な伝達について〉 工事設計書における材料単価を外部機関に委託して調査する場合がありますが、調査する材料の明示が不十分で委託先に正確に伝わらなかったことにより、発注者側が求めた範囲の一部分の単価とされたため、入札公告後に外部からの指摘を受け、改めて委託先に確認を行って単価修正を行った事例が、複数の地方事務所農地整備課の発注に見られました。 このため、調査対象の範囲が委託先に正しく明確に伝達できるよう検討してください。</p> <p>2 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの 〈随意契約における契約前の手続の改善について〉 随意契約を行う際、長野県建設工事事務処理規程で定める様式により見積書の提出を依頼していますが、技術者資格等の要件が契約前に受注者へ伝わらないまま契約しているものが見られました。 そこで、必要な要件については、当該様式や特記仕様書などに明示するとともに、その内容に関する受注希望者の資格を確認した上で契約するよう、一連の手続の改善等を検討してください。</p>	<p>平成25年度定期監査報告を受けて、現地機関に対して、平成25年12月26日付け25農整第519号農地整備課長通知「材料単価調査における調査材料の明確な伝達について」により通知を行い、材料単価特別調査にあたっては、「積算に使用する材料単価特別調査の適正化と事務手順について（H23.4.26）」を熟読して調査依頼すること、難易度の高い調査項目については、着色や説明書き等により調査範囲の明確化を図ること、並びに、必要に応じて、委託先の担当者と打合せ等を行い、調査範囲の確認、共有化を図ることについて、周知徹底を図りました。</p> <p>随意契約における手続について、見積に必要な技術資格等の要件を、見積依頼書又は特記仕様書に明示するとともに、契約締結に当たっては、その要件の確認を行うよう、関係機関に対して年度内に文書で通知するとともに、4月に開催する入札・契約事務研修会で周知徹底してまいります。</p>	<p>農地整備課 建設政策課技術管理室</p>

	<p>3 その他契約に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>＜交通警察関係業務の一般競争入札の拡充について＞ 自動車保管場所証明事務の一部（自動車保管場所現地調査事務、自動車保管場所標章の交付事務）、運転免許等に係る事務及び講習の委託に当たっては、平成17年に警察庁から「一般競争入札を行うことが望ましい」との方針が示されています。 これを受けて、自動車保管場所現地調査事務については、平成17年度から県内を4ブロックに分けて一般競争入札により業者決定しているところですが、自動車保管場所標章の交付事務については、1者のみを見積りによる随意契約により委託しています。 また、運転免許等に係る事務及び講習のうち、運転免許証更新通知業務については平成19年度から、運転免許証更新時講習等業務については平成23年度から一般競争入札を実施するなど、民間開放に努められていますが、公安委員会から運転免許証更新時講習等業務の入札参加資格の承認を受けているのは1者しかないなど、一般競争入札に移行しても民間参入が容易でない実態も認められますし、いまだ1者のみを見積りによる随意契約を行っている業務も残されています。 現在随意契約により行われている事務、業務を一般競争入札で行っている都道府県もありますので、一般競争入札が拡充されるよう検討してください。</p>	<p>自動車保管場所標章の交付事務（以下「標章交付事務」という。）については、一般競争入札を導入するに当たり、過去から運転免許窓口業務と一括の委託方法を検討したものの、双方の業務内容を踏まえた入札条件の調整が整わなかったこと等により、随意契約を行ってきましたが、標章交付事務は単独でも入札可能であること、さらには速やかに一般競争入札へ移行させる社会的必要性があると判断し、当面、標章交付事務委託業務の一般競争入札を来年度（平成26年度）から実施します。 また、運転免許証更新時講習等業務の委託については、道路交通法の規定に基づいて公安委員会が入札参加に必要な資格を定め、一般競争入札を行っています。そのため、現在は、入札参加者を募るため、入札前に参加希望者を公募した上で事前研修会を開催し、法令等で規定されている業務内容や必要な資格等について説明を行い、参入を促していますが、新規参加者がいない状況にあります。 今後は、事前研修会を引き続き実施するとともに、事前研修会募集の公告期間をこれまで以上に長く設定するため、前年度の早い時期に開催するなどの見直しを行い、参加希望者に対する事前準備等に要する期間の確保に配慮するなど、より一層民間からの参入を容易にするよう努めてまいります。</p>	警察本部
補助金事務1件	<p>1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>＜補助金に係る不正受給の再発防止について＞ 私立小学校教育振興費補助金及び私立中学校教育振興費補助金をめぐる補助事業者による不正受給は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）違反の教員配置が常態化しているというあらかじめ想定できない極めて異常な事例ではあるものの、再発防止のため、学校法人の監督体制、補助金関係書類の審査及び現地調査のあり方等について十分検討の上、必要な措置を講じてください。</p>	<p>検討事項に係る事案は、学校法人が、学校教育を行うに当たり当然に遵守すべきである教育職員免許法に関して、違反の認識を持ちながら相当免許状を持たない教員等に授業を行わせていたものですが、再発防止のため、以下のとおり対応してまいります。</p> <p>(1) 補助金関係書類の審査に当たっては、教員免許状の保有状況の確認を徹底するとともに、教員の担当教科を記載した時間割表との突合を行うなど、チェックの強化に努めてまいります。</p> <p>(2) 現地調査においては、適法な教員配置が行われているか確認するため、教員の授業実績を確認するなど、実効性のある調査方法を工夫してまいります。また、学校運営が、教育関連諸法令にのっとり適法に行われるよう、学校法人のコンプライアンス部門の状況を確認いたします。なお、新たに設立された法人に対しては、設立年度から2～3年度程度の間は、現地調査対象法人として選定し、補助金の適正な執行について定期的に確認してまいります。</p> <p>(3) 私立学校の自主性に配慮しつつ教育課程を含めて的確な監督を行う体制とするため、平成26年度から、私学・高等教育課に教員を配置します。</p>	情報公開 ・私学課



平成25年度定期監査報告

【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

部局等	監査委員の意見	意見に対する方針	機関名
総務部	<p>1 収入未済額の解消</p> <p>県税の収入未済額において、個人県民税、自動車税、法人事業税などで特に減少し、平成21年度以降3年間、連続して10%前後の縮減が図られるなど縮減努力が認められます。</p> <p>また、税源移譲後、平成21年度から24年度までの収入未済額の現年度分と滞納繰越分の内訳は、以下のとおりです。滞納繰越分の収入未済額は、平成23年度において初めて前年度を下回りました。さらに平成24年度は、前年度を金額、率とともに上回る縮減を果たしています。これは、県税徴収対策室の設置、滞納整理の機能分担制の導入や個人県民税の直接徴収など徴収体制の見直し、年間を通じた差押えの実施、さらにインターネット公売など差押財産の換価方法の工夫といった取組による効果の現れと評価できます。しかしながら、いまだ50億円を超える収入未済額があります。収入未済額を更に減少させるためには、7割以上を占める滞納繰越分の縮減を図ることが重要ですので、新たな滞納繰越の発生を極力減少させるとともに、これまでの徴収体制や換価方法などを検証し、より一層の効果を上げるように努力してください。</p>	<p>県税の収入未済額の縮減に向け、具体的な数値目標を設定し、年間を通じた差押処分や公売の実施などにより滞納処分の強化を図り、平成21年度に見直した徴収体制によって進行管理を徹底しています。</p> <p>収入未済額の70%以上を占める個人県民税については、市町村が賦課徴収を行っていることから、地方税法第48条による直接徴収の積極的な引受け、市町村との協定に基づく「併任徴収」の実施、合同公売会の開催など、市町村との協働の取組や技術的・人的支援を強化しています。</p> <p>さらに、個人住民税の特別徴収未実施事業者に対し、直接訪問、文書送付などにより特別徴収実施を依頼するとともに、県が行う入札への参加資格に、個人住民税の特別徴収実施を要件とすることについて、具体的な進め方等を担当課と調整しています。</p>	税務課
健康福祉部	<p>1 収入未済額の解消</p> <p>看護職員修学資金貸付金において、引き続き貸付金返還金滞納者個々の状況把握を的確に行い、「修学資金貸付金未収金回収マニュアル」による適切な債権管理・回収の手続を行うことにより、収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p>	<p>「修学資金貸付金未収金回収マニュアル」に沿った督促等を行い、滞納整理を計画的に実施し、未収金の縮減に努めます。特に、長期滞納者に対しては分納指導等、きめ細やかな個別対応を行います。</p> <p>また、返還金の納入が計画どおりに行われない貸与者に対して個別指導を行い、新たな収入未済の発生防止に努めてまいります。</p>	医療推進課
	<p>2 収入未済額の解消</p> <p>社会福祉施設入所者負担金及び心身障害者扶養共済加入者掛金において、一部に縮減努力が認められますが、収入未済の縮減に一層の努力を要します。</p>	<p>収入未済の縮減につきましては、引き続き督促状や履行催告書を送付し早期の納付を働きかけるとともに、滞納繰越分につきましても、電話による納入指導や個別訪問により徴収や納付計画書の提出指導を行い、未収金の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、納付計画書の提出や分納により時効の中断を行うとともに、時効期間を経過したものについては、不納欠損処理を行い、適正な処理に努めてまいります。</p>	障害者支援課
	<p>3 収入未済額の解消</p> <p>児童福祉施設入所負担金、児童扶養手当過払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。</p>	<p>引き続き滞納者への電話、通知による納入指導や県庁職員による戸別訪問を行うとともに、事務取扱要領やマニュアルに基づき不納欠損や簡易裁判所による支払督促等を実施し、未収金の縮減を図ります。</p> <p>併せて、口座振替の促進などにより、未収金の発生予防に努めます。</p> <p>また、母子寡婦福祉資金貸付金については、今年度から一部の未収金回収業務を民間債権回収会社（サービサー）に委託し、収入未済の一層の縮減に努めてまいります。</p>	こども・家庭課

	<p>4 相談業務の充実 精神保健福祉センターで行う相談業務の窓口は3つあり、その概要は下表のとおりです。 心の健康に関する相談は、電話又は面接による相談を原則としており、ホームページには「メール、ファックス、手紙等による相談は行っていません」と記載されています。その理由は、相談者のより具体的な状況を把握し、十分な相談に応じるためであると説明しています。 しかし、相談時間が受付時間内に限られることや、留守番電話メッセージ機能がないため、現状では受付時間以外の電話はつながらない状況です。 夜間の電話相談を実施している都道府県もありますが、若年層に浸透しているメールを活用し、いち早く心の危機を察知できる仕組みを整備することも有効であると考えます。 メール相談は、既に複数の道県で導入されており、若年層や時間的・物理的に電話や面接での相談が難しい方の利用も想定されます。 メール相談を導入するには、職員体制や関係機関等からの支援体制など人的面での充実も不可欠ですが、アクセスの利便性の向上にもつながることですので、受付時間の見直しも含め、導入について検討してください。</p>	<p>(時間外の電話メッセージ等) 電話が勤務時間外につながらないという状態を改善するため、留守番電話メッセージを7月10日から開始し、おおよそ17時30分から受付時間が終了したこと等のメッセージをお伝えしています。 なお、ホームページのリニューアルに併せて、こころの健康に関する相談は電話又は面接以外の相談を行っていない旨の記載を削除しました。 (メール相談) メール相談を導入することにより、電話や面接以外の相談窓口として有効な人はいると考えますが、人的面での大幅な充実が不可欠であり、費用対効果の面で検討が必要と考えます。 また、電話相談では相談者側から不明な点を質問することも可能ですし、声の調子で怒りや悲しさ、苦しさなどの情報も得ることが出来ます。さらに面接では、表情なども参考になります。 一方、メール相談は文面のみで判断しなければなりませんし、判断に必要な正確な情報が乏しく、検討する時間が必要な割に、一般的な回答にならざるを得ず、即応性が低いと考えます。 なお、実質的にメールでの問い合わせ・相談には一週間以内に返事をしており、今後もメールでの緊急性のある事例に添えていきたいと考えます。 (受付時間) 「心の電話相談」の時間延長は一般相談員の報酬増につながるため、予算増が必要です。 「こころの健康相談」は、内閣府の要請で相談員を職員の兼務で行っている状態ですが、他の県では主管課が専門の相談員を置いて実施しているところもあります。 1件当たりの相談時間を原則30分以内としているため、16時以降も相談に乗ることもありますし、医療機関に連絡して診察してもらうなどの対応をすることもあり、そうした時間を考慮して16時までと設定したものです。 受付時間帯については、更に検討してまいります。</p>	精神保健福祉センター
商工労働部	<p>1 収入未済額の解消 高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力してください。</p>	<p>収入未済の9割以上を占める高度化資金貸付金の処理を優先的に進めており、平成19年度から、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「調査・アドバイザー業務」を活用することにより、債権回収会社(サービサー)に延滞債権の調査を委託して、債務者の現況調査や担保物件の評価等の債権調査を実施しています。 さらに、平成20年度からは、一層迅速・効率的に未収金の処理を進めるため、債権調査を実施した延滞債権について、県単独事業により、当該サービサーに債権回収を委託しています。 1件当たりの滞納額が比較的少ない設備近代化資金貸付金については、職員による債権調査及び債権回収を進めています。 平成24年度には、不動産に設定した担保権の実行による競売の申立てを行うなどし、両資金あわせて39,015,093円を回収しました。 今後も、債権回収を促進するとともに、債権調査等の結果、回収が困難な延滞債権については、県議会の議決を経て債権放棄を行うなど収入未済の縮減に努めてまいります。</p>	経営支援課

<p>農政部</p>	<p>1 収入未済額の解消 農業改良資金貸付金において、縮減努力が認められます。収入未済の縮減に引き続き努力してください。</p>	<p>滞納者や連帯保証人に対する電話、面談等による定期的な督促及び滞納者の実情に応じた分割納入等の指導を行い、引き続き償還を促していきます。また、長期未納の事案については、費用対効果を見極め、法的措置を検討するとともに、債務者や連帯保証人の状況により回収不能と判断される場合は、債権放棄、不納欠損処理を検討してまいります。</p>	<p>農村振興課</p>
<p>林務部</p>	<p>1 収入未済額の解消 林業・木材産業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力してください。</p>	<p>地方事務所及び関係機関と連携して、滞納者に対する電話や面談等による定期的な督促や分割納入等の指導を行い、引き続き縮減に努めてまいります。</p>	<p>信州の木振興課</p>
<p>建設部</p>	<p>1 収入未済額の解消 県営住宅使用料において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。 また、県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金（契約解除後も引き続き入居していた期間の家賃相当額）において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。 併せて、平成24年度から徴収が開始された県営住宅敷地使用料においても、収入未済が発生しています。収入未済が拡大することがないように、縮減に努力してください。</p>	<p>県営住宅使用料等の収入未済の縮減を図るため、全県統一の家賃等徴収対策を定め、地方事務所及び管理代行者の住宅供給公社と連携しながら、地方事務所課長を中心に計画的かつ組織的に取り組んでおります。 長期滞納者については地方事務所や公社からヒアリングを行い、今後の対応方針について個別に協議を行っております。支払督促の活用や連帯保証人からの徴収の強化検討など多様な徴収に取り組むとともに、明渡訴訟の対象範囲を拡大することで訴訟提起を積極的に行い、強制執行の申立て等の法的措置を事案に応じて適正に講じてまいります。（明渡訴訟の対象：滞納月数8月（収入超過者4月）以上又は滞納20万円以上の者に加え、無断退去者にあつては滞納3月以上を対象とする。また、支払督促を行い効果のない場合は、滞納月数6月以上を対象とする。） 徴収に携わる者の資質向上として、滞納者と接触する機会の多い監理員を対象に研修会を開催し、また、弁護士による未収金対策の研修会への参加等取り組んでまいりましたが、引き続き研修機会を確保してまいります。 退去滞納者にかかる滞納家賃や損害賠償金について、本人や連帯保証人への催告を適切に行い、また、民間会社への収納事務の委託を継続するとともに弁護士への徴収委託を検討してまいります。退去者の所在不明など徴収困難な案件を見極め、徴収停止や不納欠損処理など適切な措置を講じてまいります。 敷地（駐車場）使用料については、滞納者の使用許可取消の対象範囲を拡大しました。使用禁止措置等と併せ適切に運用し、滞納の防止に努めてまいります。 以上の取組を通じ、収入未済の縮減に一層努めてまいります。</p>	<p>住宅課</p>
<p>教育委員会</p>	<p>1 収入未済額の解消 高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。 収入未済額は年々増加しており、多額となっている貸付金もありますので、現行の事務執行体制による取組の強化だけでなく、債権回収業者への委託など、有効な方策を検討してください。</p>	<p>高等学校等奨学金貸付金等の返還に係る収入未済額の解消に向けては、文書や電話による催告のほか、誠意が認められない事案については、簡易裁判所へ支払督促を申し立てるなど、厳正な対応に努めております。 その一方、経済的な事情により奨学金の貸与を受けた者が、返済能力を伴わないまま償還時期に至っているケースも少なくないため、債権確保が困難な場合もありますが、既に返済を完了し、又は現在も返還を誠実に履行している奨学生借受者との公平性を保つ観点からも、引き続き厳正に収入未済額の解消に努めてまいります。 なお、高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金並びに高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金については、平成26年度に債権回収業者へ未収金回収業務の委託を予定しております。 また、地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金については、納入通知書等を送付する際に返還免除制度の周知を図り、引き続き債権自体の縮減を進めてまいります。</p>	<p>高校教育課</p>

<p>2 開かれた学校づくりへの情報発信</p> <p>教員の不祥事などにより、教育に対する負のイメージが先行しがちですが、多くの教職員は頑張っていて、学校や生徒たちの活動には賞賛すべき事柄も多くあります。それが学習内容のことであったり、部活動やボランティア活動、地域貢献活動であったりと様々ですが、これらの実績や活動は、学校の「個性」「魅力」「学校らしさ」につながるものであり、積極的に保護者や地域・住民へ発信し続けていくことが肝要であると考えます。</p> <p>都市部のある高等学校では、保護者向けには学年通信やPTA会報、メール一斉送信システムなどを活用し、ある程度きめ細かな情報が提供できている反面、地域住民に向けての情報発信が課題であるとの声も聞かれました。</p> <p>郡部のある高等学校では、学校と地域との距離感が近いこともあって、職場体験やボランティア活動、地域行事への参加などを通じて、日頃から地域との交流が積極的に進められていました。これも有効な情報発信であると考えます。</p> <p>開かれた学校づくりを進めるためには、地域・住民の理解や協力が得られる必要があります。そのためにも、学校内のPRに値する話題を発掘し、見せる工夫を凝らして、積極的な情報発信に努めてください。</p>	<p>小中学校においても、学校の「個性」「魅力」「学校らしさ」などについて、保護者や地域住民に対し情報発信することは、大変、重要なことです。</p> <p>各学校においては、学校だより等の地域への配布や、地域参観、地域人材の活用等を行っており、今後も、引き続きこうした取組を進め、積極的な情報発信や地域との連携が図られるよう、県としても市町村教育委員会に対して、働きかけてまいります。</p> <p>教育委員会といたしましても、児童生徒の活躍や学校の取組を、積極的に保護者の皆様、地域、県民の皆様へ発信し続けることの重要性を認識しております。御指摘のとおり、県内の各小中高等学校でPRの手段、方法等について研究し、工夫を凝らしながら、学校に関する情報発信にお一層努めてまいります。</p> <p>地域・住民の方への情報発信については、学校ホームページやタウン情報誌等を利用し、学校の「個性」「魅力」「学校らしさ」を積極的に発信していくよう、教頭会等を通じて各校への指導を継続します。</p> <p>保護者に対しては、学校便り等の配布や、PTA総会や参観日等を利用した情報発信、またメール一斉送信システムを利用した情報提供に取り組んでおり、引き続ききめ細やかな情報提供が行われるよう、各校への指導を継続します。</p> <p>なお、開かれた学校づくりの更なる推進のため、「県立特別支援学校ホームページ管理運営規程」を新たに作成し、適切なホームページの作成及び更新が行われるよう周知しました。</p>	<p>義務教育課</p> <p>高校教育課</p> <p>特別支援教育課</p>
<p>3 学校における危機管理の実効性の向上</p> <p>危機管理については、各校ごとに危機管理委員会を設ける、危機管理マニュアルを作成する、そのために教育委員会では「学校危機管理マニュアル作成の手引き」を作成するなど、形は整ってきています。</p> <p>しかし、本年、高等学校の体育祭において、多くの生徒が熱中症で緊急搬送される事態が発生しました。事態発生時の対応は妥当であったと思われませんが、当時、熱中症は全国的に問題となっていた事象であり、体育祭開催の是非や開催方法の検討等、危機管理委員会が機能していたのか疑問があります。このように大規模な学校行事を行う場合には、その都度危機管理委員会を開き、行事開催の可否や、リスク軽減のための開催条件の検討、準備状況の確認等を行うことが望まれます。</p> <p>また、マニュアル作成の手引には、学校給食の項はありません。調布市で発生した食物アレルギーによる死亡事故を教訓に、例えば、食物アレルギーのある生徒のトレーや食器の色を統一したり、エビペンを持つ生徒のカバン置場を統一したりするなど、分かりやすい対策を県下統一して推進することが効果的であると考えます。</p> <p>今後とも、危機管理委員会の実質的機能の発揮、危機管理の実効性の向上に、更に努力を重ねてください。</p>	<p>現在、各高等学校においては大規模な学校行事を実施する際には、その都度行事に関わる係や安全指導に関わる委員会が中心となり、前年度の反省を踏まえた実施計画を立案した上で、職員会議において全教職員が様々な視点から検討を行い、最終的に校長が決定する危機管理対策をとっています。</p> <p>今後の学校行事の実施に当たっては、今回の件を教訓に、改めて生徒の体調や当日の気候等を考慮した上で一層慎重かつ適切な対策を講じるよう指導してまいります。</p> <p>また、食物アレルギーへの対応については、平成25年7月に文部科学省の有識者会議で取りまとめられた「学校給食における食物アレルギー対応について(中間まとめ)」において、食物アレルギーの原因や症状は様々であり、各学校ごとに個別事情が異なることから、それぞれの状況に合わせた対応が有効であるとされたところです。</p> <p>県教育委員会としましては、各学校が個別の状況に即したより実効性のあるアレルギー対応を適切に実施できるよう、平成26年4月に文部科学省より示される予定の最終報告書の内容を市町村教育委員会に周知徹底するなど引き続き危機管理体制づくりの支援、助言を行ってまいります。</p>	<p>教育総務課</p>

	<p>4 高等学校における機器・設備の充実                  専門高校では、実習用機器の老朽化に伴う更新や、先端技術に対応した新たな実習用機器の導入に対しては、予算や指導者の確保難から、なかなか整備が進まない状況が見受けられます。高等学校の生徒数は減少傾向にあり、また、多様な学科やコース制、類型・選択制が導入され、少人数での授業が増加しています。このような状況の中で、個々の高等学校においてニーズに応じた機器等を整備することは困難な状況にあると考えます。                  平成25年度から始まる第2期高校再編計画の検討をする中で、専門高校を中心として、総合学科や普通学科におけるキャリア教育との横断的な連携を図ることや、実習用機器等を複数校で利用するなど、地域レベルでの環境整備を図っていく必要があると考えます。</p>	<p>専門高校における機器、設備の充実につきましては、実習用機器の実態や学校要望等も踏まえ、既存の機器、設備のメンテナンス等による有効活用や計画的な整備を進めるとともに、今後、高校の将来像や産業教育のあり方を検討する有識者会議等を通じて、御提案の点を含め、効果的、効率的な機器等の整備について検討してまいります。</p>	<p>高校教育課</p>
	<p>5 普通教室への冷房設備の設置                  長野県でも、地球温暖化に伴って猛暑日は珍しくなくなり、事業所や家庭において健康面への配慮から適切な冷房使用による体調管理が一般的になっています。しかし、高等学校の普通教室への冷房設備設置率は12.1%（平成25年調査）と低く、扇風機の設置率も27.6%（同）にとどまっています。また、その大半がPTA等の私費により設置されたものです。                  学校施設整備は、現在、耐震化に重点を置いて進められていますが、普通教室の冷房化ははまだ検討の対象にもなっていません。財政面から優先順位を定め実施することはやむを得ませんが、今から冷房装置の設置についての方針を定め、十分な計画性をもって進める必要があります。なお、一方で環境負荷やコスト増などの課題がありますので、学校における地球温暖化防止への取組や実践など、環境面での取組と併せて進めていくことが望まれます。                  また、小中学校における冷房設備の設置についても、実態を把握し、積極的に市町村等へ働き掛ける必要があると考えます。</p>	<p>県立高校の修繕等については、冷房設備の設置以外にも、雨漏りなど数多くの案件があり、緊急性等を考慮して優先順位（A～C）を付けて対応しています。                  今年度は、当初予算で優先度Aを4年間で計画的に終了させることとし、さらに6月補正で計画を1年前倒しすることとしました。                  県立高校の維持修繕については、引き続き計画的な実施に努めるとともに、冷房設備設置については、維持修繕業務全体の中で対応を検討してまいります。                  また、地球温暖化防止への取組として、教室等の適切な室温管理、節電、節水など、環境面での取組も引き続き行ってまいります。</p>	<p>高校教育課  義務教育課</p>
<p>農政部 林務部</p>	<p>1 地籍調査事業における関係機関との連携                  地籍調査（国土調査）は、国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき土地の境界や面積を測量する調査ですが、本県の進捗状況は37%（全国平均は50%）であり、地域区分別では、宅地が52%、農地が63%、林地が28%で、特に林地での進捗率が低い状況にあります。                  地籍調査の成果については、近年の大規模災害時の復旧の迅速化や林地保全の観点からも重要性を増しているため、県としても関係する各機関が連携して推進に努めてください。</p>	<p>地籍調査は土地の実態を正確に把握する調査であり、災害復旧の迅速化や国土保全の観点からも重要性が増しています。                  このため、建設部、農政部、林務部が共同で「地籍調査対策連絡会」を平成25年11月6日に新たに設置しました。今後、地域区分別に地籍調査を推進するため、それぞれの対策を検討してまいります。                  宅地・農地に対する対策は、市町村等事業実施主体の要望に沿うように必要な予算を確保するように努めてまいります。</p>	<p>農地整備課</p>

		<p>地籍調査は、土地の実態を正確に把握する調査であり、森林においては、災害の復旧事業を円滑に進めることや、間伐などの森林整備を推進するために重要な調査であると認識しております。</p> <p>事業を所管する農政部と連携し、林地の進捗率向上を図る検討委員会への参加、市町村の他、新たに森林組合に事業を実施していただくための要請活動や講習会への参加を促す取組などを通じ、引き続き事業の推進に努めます。</p>	森林政策課
農政部 建設部	<p>1 建設工事の適正工期を確保した発注</p> <p>建設工事を発注する場合は、適切な工期を確保した上で発注することになっており、その工期が次年度にわたる場合は、繰越承認や債務負担行為を設定して発注することが原則です。しかし、年度末の工事発注において、年度末までの短い工期で契約し、議会での繰越承認を待って工期延長をしている事例が複数ありました。</p> <p>これらについては、早期に繰越承認を得るか必要な債務負担の設定をし、適正工期を確保した上で発注するようにしてください。</p> <p>なお、年度末に急な発注が必要となる場合の取扱いについて、発注・契約の適切な方法を併せて検討してください。</p>	<p>公共事業の執行に当たっては、上半期の契約目標を設定する等、適切な進捗管理を行うとともに早期執行に努めているところです。</p> <p>しかし、想定外の理由等により、発注が遅れる場合があります。</p> <p>建設工事を発注する場合における、適切な工期の確保については、「工事等に係る工期の確保について（平成15年10月8日付け土地第509号）」により、現地機関に通知しているところであり、これらについて、改めて周知徹底を図ってまいります。</p> <p>ただし、標準的な工期が取れない場合においては、早期の繰越承認申請を行うか、債務負担行為を設定し入札公告を行うよう、担当者会議等で周知を図ってまいります。</p> <p>また、年度末に急な発注を強いられることのないよう、毎月の契約状況の管理を徹底する等、適正な事業執行に努めてまいります。</p>	農地整備課
		<p>公共事業の執行に当たっては、適切な進捗管理を行うとともに早期執行に努めているところです。しかしながら、当初想定することが困難であったやむを得ない事由により、発注が遅れる場合があります。</p> <p>建設工事の発注において、適切な工期を確保するため、次のとおり対策を講じ、徹底してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、事業の適切な進捗管理を行うとともに早期執行に努めます。</li> <li>あらかじめ、工期が翌年度にわたることが明確であるときは、債務負担行為の設定を行います。</li> <li>やむを得ない事由により、年度内に適正な工期が確保できない場合は、早期に繰越明許費の設定を行い、適切な工期を確保した上で発注を行います。</li> </ul>	建設政策課
建設部 教育委員会	<p>1 埋蔵文化財発掘調査委託費用の透明性の確保</p> <p>建設工事に伴う事業地の埋蔵文化財の発掘調査を、財団法人長野県文化振興事業団長野県埋蔵文化財センター（平成25年4月から一般財団法人）に委託するに当たり、委託経費の一層の透明性を確保する観点から、発注者としても仕様書等に根拠資料を添付することを明示するなど、提出を求めていくことが必要であると考えられます。</p> <p>また、同センターを所管する文化財・生涯学習課は、必要な資料等が提出されるよう指導してください。</p>	<p>発注時の特記仕様書に委託経費の根拠資料を業務完了報告書に添付する旨明示し、提出を求めてまいります。</p> <p>建設部建設政策課技術管理室と打合せを行い、仕様書等に添付する根拠資料について確認、調整の上、長野県埋蔵文化財センターに対し、調査員や作業員の出勤整理簿、経費の支払簿等業務に係る受け払いが証明できる資料の提出等について指導しました。</p>	建設政策課技術管理室  文化財・生涯学習課

<p>警察本部</p>	<p>1 未使用の借受屋外射撃場用地の早期返還</p> <p>駒ヶ根警察署では、屋外射撃場の土地1,048.35㎡を駒ヶ根市から年間41,920円で借り受けていますが、平成17年以降は屋外射撃場として使用されていません。これは、屋外射撃場の鉛問題が浮上する中で、鉛弾の処理費用がかさむなどの理由から、何らの処理もなされないまま、地代を負担し続けているため、同様の事例が他にも3署にあり、年間85,687円が支出されていることが分かりました。</p> <p>賃借料を負担し続けていることや、残存する鉛弾に対する管理責任を考えると、早急に現状を確認し、今後の管理方針を決定する必要があります。</p>	<p>警察本部では、監査委員の意見を踏まえ、駒ヶ根警察署ほか3警察署(以下「対象警察署」という。)に対し、鉛汚染に関する土壌等の調査を実施するよう予算再配当を行い、対象警察署において調査を実施しました。</p> <p>対象警察署からの調査結果の報告によると、ほとんどの土壌から一定濃度の鉛が検出されました。</p> <p>警察本部では、対象警察署に対し、調査結果のデータを地権者に示して、返還時の土壌処理方法を協議するよう指示するなど、早期返還に向けて取り組んでいるところで</p>	<p>警察本部</p>
	<p>監査委員の意見を踏まえ、鉛汚染に関する土壌等の調査を実施しました。</p> <p>土壌調査を実施した屋外射撃場2地点の分析結果は、いずれも基準値を上回っていました。</p> <p>また、表流水中の鉛濃度の分析結果については、判断基準を下回っていました。</p> <p>調査結果のデータを地権者に示し、返還時の土壌処理方法について協議中であり、早期返還に向けた取組を進めているところです。</p>	<p>駒ヶ根警察署</p>	
	<p>当署では、監査委員の意見を踏まえ、鉛汚染に関する土壌等の調査を実施するための予算再配当を受け、調査を実施しました。</p> <p>調査の結果は、基準値を上回っていました。</p> <p>現在、調査結果のデータを地権者に示し、返還時の土壌処理方法について協議中であり、早期返還に向けた取組を進めているところです。</p>	<p>飯田警察署</p>	
	<p>警察本部より鉛汚染に関する土壌調査費用の予算再配当を受け、調査を実施しました。</p> <p>調査結果は、基準値を上回っていました。</p> <p>現在、調査結果のデータを地権者に示し、返還時の土壌処理方法について協議中であり、早期返還に向けた取組を進めているところです。</p>	<p>阿南警察署</p>	
	<p>地権者である大町市に返還する方向ですが、調査した結果、基準値を上回る濃度の「鉛及びその化合物」が報告されました。</p> <p>返還時の土壌処理方法について協議を続け、早期に返還することとします。</p>	<p>大町警察署</p>	

## 平成25年度定期監査報告

## 【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見（重点監査）に対する方針】

監査委員の意見	意見に対する方針	機関名
テーマ1：重要物品の管理、活用及び処分の状況について		
<p>1 速やかな不用決定 故障や陳腐化により3年以上使用実績がないものが79件、取得価格合計で10億5百万円ありました。廃棄すべき重要物品は、速やかに不用決定をするよう財産管理者に周知してください。 なお、予算措置ができないなどの理由で、直ちに廃棄ができない場合の資産管理方法を検討してください。</p>	<p>従前より、財産事務研修会や年度末に発出する通知等で、県で使用する見込みのない備品は速やかに不用決定を行うようお願いしています。今後とも研修会等の機会を捉え、趣旨を周知徹底してまいります。 予算の制約等により直ちに廃棄ができない場合についても、不用決定（システム上の備品閉鎖）を速やかに行った上で、「備品閉鎖済」といったシールを貼付するなどして、他の備品と区別して保管し、可能な限り速やかに処分するよう指導してまいります。</p>	財産活用課
<p>2 LL教室について 多くの高等学校のLL教室（ランゲージ・ラボラトリー教室）は、英語教育の変化に伴い、英語の授業ではほとんど利用されず、また、多くのカセットテープレコーダーは故障して使用できないまま重要物品とされていました。不用決定が進まない理由としては、ブースなどを撤去する費用が予算措置できないことや、教室数に余裕が生じており現状でも特に困らないこと、ボタンなどの装置は故障していても机と椅子があれば授業に利用できることなどでした。廃棄すべき重要物品は、速やかに不用決定をしてください。 また、多くの高等学校におけるLL教室は、テレビなどの視聴覚機材を備え、防音構造や階段教室等の特別な仕様の教室となっています。これらの特色を生かして、映像を活用した授業や吹奏楽等のクラブ活動などに有効活用されている事例、補習授業に利用している事例がありました。多額の費用をかけてLL教室を改修することは現実的ではありませんが、安価な経費でLL教室を有効活用できるよう検討してください。</p>	<p>廃棄すべき重要物品のうち、廃棄できる物品については速やかに不用決定するとともに、直ちに廃棄できない物品の管理方法については財産活用課と調整の上、検討してまいります。 また、LL教室については、視聴覚室やクラブ活動室等への転用など各学校が独自の取組を行っているところであり、引き続き、学校要望やこれまでの事例などを踏まえ、個別に有効活用を検討してまいります。</p>	高校教育課
<p>3 使用状況の把握について データにより使用状況を把握することは、成果の測定や機器の更新時期、修理時期などを判断する際に大切な根拠となります。しかし、今回の調査では、使用簿により使用状況の確認をしていた重要物品は、175件しかありませんでした。最近の機種では、内蔵されたカウンター等により、使用状況を把握できる機能があるものもあり、一定様式の使用簿を定めることは必ずしも必要ではありませんが、物品購入時において、必要に応じて使用状況の把握方法を定めるようなルールづくりを検討すべきと考えます。</p>	<p>次に掲げる事項について、平成26年度から実施できるよう検討し、平成26年3月に通知しました。 ア 重要機械類審査委員会の審査資料に、使用状況に関する事項の記載を追加する（使用状況を判断するための指標、確認方法、年間見込数量、耐久限度数量等）。 イ 500万円以上の重要物品については、任意の「使用簿」を作成するなど、使用状況を常時把握する（内蔵されたカウンター等により、使用状況を把握できる機能があるものを除く。）。 ウ 毎年度行う備品の現物照合において、「使用状況」も点検項目としているが、その際、500万円以上の重要物品については、年間又は累積使用量等を照合表に記載する。</p>	財産活用課
<p>4 定期的な現物確認について 重要物品については、定期的な現物確認は適切に行われていました。今後も、財産管理者において現物照合の基準日を3月31日現在として定期的な現物確認ができるよう徹底してください。</p>	<p>従前より、年に1回以上備品と現物との照合を行うこととしてきましたが、現物照合の時期について改めて整理し直し、「毎年度3月31日現在の備品について、現物との照合を翌年度4月から5月の間に実施」するよう財産管理者あて通知しました（平成25年10月31日付け25財活第189号）。今後とも、研修会等で趣旨や事務処理について周知徹底してまいります。</p>	財産活用課



テーマ2：適切な工事等の発注（入札中止等の状況とその対応）について

1 チェック体制や制度について  
 主管課からの通知に基づくチェックシートの活用やダブルチェックなどの取組は、どの機関においても実施されていますが、形骸化している場合も見受けられますので、チェック項目やチェック方法については、効果的な確認ができるように各機関の実情に応じたやり方を工夫してください。  
 また、設計積算ミス了他者へも情報提供するため設けられた「設計積算情報連絡シート」については、入札事務等についても対象にするなど、その活用方法について検討が必要と思われます。  
 さらに、設計審査の指摘や処理事項についてその過程を記録し確認することがおそろかになっている事例も相当数見受けられますので、審査過程を記録し関係者全てがその内容を確認できるように、処理状況の可視化に努めてください。

2 職員意識や職務能力について  
 ミス等の内容を見ると単純ミスが約60%と高い状況にあり、担当者本人が十分に確認すれば相当程度防げるものと考えられます。まずは、担当者本人がミスを起こさないという意識をしっかりと持ったうえで、審査前の本人確認の記録を残すことも、有効な方法であろうと考えます。  
 また、職場におけるミス等を防ぐ取組が不足しているところも見受けられます。ミス等発生防止の取組担当者を決め、定期的に会議で取り上げたり、数値目標を定めて取り組むなど、組織的な対応をしてください。  
 さらに、少人数職場での未経験担当者（特に入札事務）については、相談する職員が少ないため、異動当初に不慣れによるミスを起こしがちであることから、未経験者の職務能力向上のために研修やマニュアル等の充実について検討してください。

3 職務環境や職場支援について  
 ミス等が発生する背景として、事務のシステム化などの影響による「職場でのコミュニケーション不足」を指摘する声が現場から挙がっています。業務内容や職員能力に見合った適切な人員配置や、分からないことを気軽に聞き合える風通しのよい職場環境を確保維持するよう、特に管理監督の立場にある職員は努めてください。  
 また、今回の調査で現場からの意見や要望として多かったのが、職員情報サービス（J-SN）などについての検索機能の強化や掲載内容の充実などです。各担当者は、ペーパーレス化が進み紙での情報が少なくなる中で、電子化された通知や基準類を探すのに苦労しています。  
 電子データでの情報については、検索機能を強化したり、一覧表や職員用ネットワークページなどの活用により格納場所が分かりやすく調べやすいものとするほか、その内容については、改訂等の変遷を明確にした上で、必要なものをしっかりとそろえることが重要であると考えます。  
 さらに、過去に発行されたマニュアル等の冊子で現在活用されているものの中に、長期間更新されていないものがあるため、必要なものは順次、更新等を行ってください。それが難しい場合は、冊子全体を電子データ化していくことも一つの方法です。  
 その他、現在活用されている「設計積算」や「工事事務」に係る各電子システムについては、ミス防止のためのシステムの改善などを進めてください。

1 チェック体制や制度について  
 設計書の審査について、「設計書審査チェックリスト」、「入札公告審査チェックリスト」により、担当者以外の複数の者が審査を行うなど、多重チェック体制を十分機能させること、審査過程の書類を全て設計書に添付することなどについて、平成26年1月31日に開催した農地整備課課長補佐会議や2月14日に開催した職員専門研修会において周知徹底を図りました。  
 また、「設計積算情報連絡シート」については、入札事務も対象とするように様式の改訂を行い、情報共有を図ります。

2 職員意識や職務能力について  
 設計書の審査は、設計書審査チェックリストにより、最初に担当者自身が確認を行っておりますが、その過程について効率的に記録を残せるよう、様式の改訂等を検討してまいります。  
 また、職場におけるミス等発生防止対策については、設計書審査担当の課長補佐を中心に、定期的開催される課会のテーマとして取り上げる等、ミス防止に向けて積極的に取り組んでまいります。  
 職員研修については、従来から実施している「新規・若手職員研修会」、「農業農村整備事業関係職員専門研修会」に加えて、平成25年度から新規の技術職員を対象とした、「新規職員積算研修会」を実施し、設計積算能力の向上を図っております。  
 さらに、設計積算ミス防止をテーマとした研修会を計画し、職員の能力向上を図るとともに、マニュアル等について、現地機関からの要望を踏まえて、積算基準ヘルプ等、関係マニュアルの充実を図ってまいります。  
 なお、入札事務については、毎年開催される「工事事務管理システム操作研修会」、「電子入札システム操作研修会」、「建設工事等入札制度改定説明会」への参加を促進し、入札事務のミス発生防止に取り組んでまいります。

3 職務環境や職場支援について  
 明るく風通しのよい職場環境づくりについて、引き続き課長会議等で周知を図ってまいります。  
 また、職員の過度な負担とならないよう、業務量の把握に努めてまいります。  
 農業農村整備事業に関する通知や基準類、マニュアル、質疑応答集等については、職員情報サービス（J-SN）／様式集／農業農村整備事業関係に掲載し、運用しているところです。  
 また、平成25年度からは、現地機関からの要望を受けて、通知・基準類の最新版を取りまとめた「設計積算参考資料」を新たに作成し掲載しました。  
 これらの通知や基準類、マニュアル等については、検索しやすく、かつ充実した内容となるよう引き続き整備してまいります。  
 また、設計積算システムや工事事務管理システムについては、現地機関の担当者からの要望などを反映し、より使いやすいものとなるよう、システムの改善を図ってまいります。  
 入札ミス発生時には、「設計積算情報連絡シート」により状況を速やかに把握し、その内容や対応について、情報共有を図っているところですが、引き続き周知徹底を図るとともに、ミス防止をテーマとした研修会の開催や、他機関における効果的な取組等を参考に実効性のあるチェック体制の構築を図ってまいります。

農地整備課

<p>1 チェック体制や制度について 「設計積算情報連絡シート」の様式を改訂し、入札事務等のミスも情報交換ネットワーク上で情報共有を図ります。 また、「設計書等審査チェックメモ」の様式を定め、審査過程の記録と処理状況の可視化に努めます。</p> <p>2 職員意識や職務能力について 「設計書等審査チェックメモ」に本人の最終確認を記録するものとします。 工事等の発注を担当する係長を取組担当者とし、会議でのミス事例の周知等具体的な取組を行うこととします。 また、入札事務については、例年行っている研修会の開催に加え、正副担当者を置くこととし、日頃から経験者を育成することにより、不慣れに起因するミス防止を図ります。</p> <p>3 職務環境や職場支援について 現在も職員用ネットワークページで、改訂等の変更やマニュアル等を情報提供しておりますが、職員の要望に答えながら、更に充実させることにより、職員の支援に努めます。 「設計積算」や「工事事務」に係る各電子システムについては、職員の要望を受けながら改善に努めます。 「設計積算情報連絡シート」等によりミスの状況を把握し、情報提供に併せ関連するミスの防止対策に努めるとともに、良い事例については、全体的な取組に発展させます。</p>	<p>森林政策課</p>
<p>1 チェック体制や制度について チェックシートの活用やダブルチェックなどの取組のほか、現在各機関で行っている独自のチェック方法も含めて、より実効性のあるチェック体制づくりを進めてまいります。 また、入札事務等についても、「設計積算情報連絡シート」の対象としてまいります。 さらに、設計審査の指摘事項などについて確実に処理するよう、その過程を記録に残し、可視化に努めたチェック方法を検討してまいります。</p> <p>2 職員意識や職務能力について 担当者のミス防止に対する意識向上を図るとともに、現地機関で指定されている電算担当係長が中心となり、積算及び入札契約の事務手続の研修会を定期的で開催するよう取り組んでまいります。 また、毎年4月に開催している「建設工事等の入札・契約事務研修会」について、未経験者にもわかりやすくなるように、研修内容やマニュアル等の充実を検討してまいります。</p> <p>3 職務環境や職場支援について 明るく風通しのよい職場環境づくりについて、引き続き所長会議、次長会議等で周知徹底するとともに、業務が適正に執行できるよう、複数の職員によるチェック体制を確立してまいります。</p> <p>積算、入札契約事務関係の現地機関への通知文などのデータについては、J S N様式集に掲載し、活用してきたところですが、検索しやすく、内容が充実したものとなるよう、引き続き整備してまいります。 また、設計積算システムや工事事務管理システムについては、現地機関の担当者からの要望などを反映したミス防止のためのシステムの改善を、引き続き実施してまいります。</p> <p>ミスに対する職員の意識の向上が図られるような研修会の開催や実効性のあるチェック体制の構築を図ります。また、ミスが発生した場合は、その内容や対応について情報共有を図り再発防止に努めるとともに、各電子システムやマニュアルの改善に努めてまいります。</p>	<p>建設政策課 技術管理室</p>

<p>1 チェック体制や制度について                  設計書作成及び入札公告に当たっては、チェックリストにより積算担当者、監査者、係長、工事事務担当者等の複数の職員が一連でそれぞれの責任において監査・審査を行うことを再確認し、その審査過程における指摘・処理事項を記録して処理状況の可視化に努めます。                  また、審査に当たってはクロスチェックを徹底するなど効果的な確認ができるよう再度周知します。</p> <p>2 職員意識や職務能力について                  設計書の監査前に積算担当者本人が設計積算システムのチェックリストにより事前チェックを行うよう徹底します。                  また、発注機関において定めている電算担当者が主体となって、定期的に設計積算ミス等防止会議を開催するよう周知し、前年度のミス件数の縮減に向けた取組やミスの発生状況や原因等について話し合い、発生防止に努めてまいります。                  入札契約の事務手続については、毎年技術管理室が開催している研修会に参加して入札事務の再確認をしているところですが、未経験担当者が参加できるよう配慮するとともに、研修内容を所内会議等で共有するよう周知します。                  また、年度初めに開催している技術管理者会議において、前年度中の不適切な事務及び入札制度等の改定について情報共有し、さらに企業局における建設工事の執行について留意点を挙げながら説明するなどミス防止に努めていますが、引き続き内容の充実を図ってまいります。</p> <p>3 職務環境や職場支援について                  適切な人員配置及び風通しのよい職場環境の維持に引き続き努めてまいります。                  また、発注機関におけるミス等の発生状況及びミス防止に対する取組を取りまとめて分析し、効果的と認められる対策を組織全体で実施できるよう努めてまいります。                  電子データによる情報の充実等を図るため、J S Nに必要な通知等を掲載の上、改訂経過等を記した一覧表を作成するなど内容の充実に取り組んでいるところですが、現地機関職員の意見等を踏まえ、引き続き改善を図ってまいります。                  また、通知類で長期間更新されていないものについては、内容を精査した上で、必要に応じて順次更新していくなど改善に努めてまいります。</p>	<p>企業局</p>
<p>流域下水道に係る工事等については、発注に伴う「設計積算」又は「入札事務」上のミス等による、工事公告期間の延長や入札中止に至る案件はなく適正に実施されておりましたが、今後も引き続き、ミス等の発生防止に努めるため、関係機関と連携して、発注機関におけるチェック体制の確保や、職務環境の改善等を図ってまいります。</p>	<p>生活排水課</p>
<p>職員情報サービス（J S N）には、全ての掲載内容を対象とした検索機能が装備されているほか、J S Nに掲載された通知集や様式集はツリー表示が可能となっており、分かりやすい表示に変更することができます。                  このような機能について、情報掲載課や職員に更に周知を図ってまいります。</p>	<p>総務事務課</p>

監査委員事務局

## 公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定しました。  
平成26年3月27日

長野県収用委員会

## 1 起業者の名称

長野県

## 2 事業の種類

一般国道117号改築工事（替佐～静岡バイパス・長野県中野市大字穴田字稲沢地内から同市大字穴田字長峯地内まで）

## 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の住所及び氏名

所在	地番	地目		地積等 (㎡)			土地所有者の住所及び氏名
		登記簿上の地目	現況地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の地積等	
中野市 大字穴 田字中 道	2063番	原野	山林	714	778.95	244.74 一筆の土地の一部	(登記簿上の住所) 千葉県市川市新田四丁目12番17号 (住民票上の住所) 千葉県市川市新田4丁目12番17号(羽賀マンション303) (現住所) 千葉県松戸市下矢切310番地の1 野間好夫方 中島 ひろみ
	2064番	原野	山林	323	330.35	234.78 一筆の土地の一部	
	2067番	山林	山林	991	3471.02	921.49 一筆の土地の一部	
	2073番	山林	山林	634	1698.58	898.07 一筆の土地の一部	
	2074番	山林	山林	396	1090.33	224.31 一筆の土地の一部	
	2092番	山林	山林	793	1669.71	574.89 一筆の土地の一部	
	2094番	山林	山林	419	811.80	336.07 一筆の土地の一部	

## 4 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類

所在	地番	土地に関して権利を有する関係人の住所及び氏名	権利の種類
中野市 大字穴 田字中 道	2092番	登記簿上の住所 長野県下水内郡永田村209番地 登記名義人 中島 佐五右エ門(所在不明)	抵当権(明治35年3月4日受付第1025号)

## 5 裁決手続の開始を決定した年月日

平成26年3月20日

企画課土地対策室